

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	係長	担当	担当								文書取扱主任	

## 平成27年 第2 予算審査特別委員会 会議録

開催年月日	平成27年3月13日(金)・16日(月)・17日(火)														
開催場所	第一委員会室														
出席委員	別紙のとおり										事務局	和田副主幹			
												村井主任主事			
欠席委員	なし														
説明員	別紙のとおり														
議 事 の 概 要	1 付託事件														
	議案第2号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計予算														
	議案第3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計予算														
	議案第4号 平成27年度滝川市介護保険特別会計予算														
	議案第5号 平成27年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算														
	議案第6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算														
	議案第7号 平成27年度滝川市下水道事業会計予算														
	議案第8号 平成27年度滝川市病院事業会計予算														
	議案第16号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例														
	議案第17号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例														
	議案第29号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例														
	2 審査の経過 3月13日、16日、17日の3日間にわたり、慎重な審査を行った。														
	3 審査の結果														
議案第2号から第8号、関連議案第16号、第17号及び第29号の10件については、全会一致をもっていずれも原案のとおり可とすべきものと決定した。															
上記記載のとおり相違ない。 第2予算審査特別委員長 井上正雄 ㊟															

## 第2予算審査特別委員会（第1日目）

H27.3.13（金）10：00～

第一委員会室

開 会 10：00

### 委員長挨拶

委員長 きょう3月13日から17日まで、第2予算審査特別委員会委員長、井上正雄と副委員長、木下八重子が務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。ただいまより第2予算審査特別委員会を開会いたします。

### 委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員数は8名であります。また、傍聴として北海道新聞の傍聴を許可いたしております。これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

議案第2号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第4号 平成27年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第5号 平成27年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第7号 平成27年度滝川市下水道事業会計予算

議案第8号 平成27年度滝川市病院事業会計予算

議案第16号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第17号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第29号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例

以上、特別会計5件、企業会計2件、関連議案3件の計10件となっております。

次に、審査の方法について協議をいたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

### 事前審査説明

委員長 次に、審査の進め方について協議をいたします。

審査の進め方については、各会計ごとに説明を受け、関連議案を含めて質疑を行うものとし、討論、採決については最終日に行うことでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長 そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に付託事件以外の質疑は行わないようにご配慮願ひます。

また、答弁については、部課長に限らず、内容を知り得る方で原則係長職以上

の方が行っていただきたいと思います。なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属職名、氏名を述べてから答弁をしていただきたいと思います。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております全議案について一括して各会派の代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は市民クラブ、新政会、公明党の順とすることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

そのように決定いたします。

なお、各会派等から出されました討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっていきますので、ご了承願います。最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定されている資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外の関係で資料要求される方は、その都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定いたしたいと思いますが、これによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

そのように決定いたします。

まず、冒頭に資料要求される方はございますか。

(なしの声あり)

委員長

なしと確認します。

以上で審査の方法について協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、そのようにしてよろしいですか

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、日程に従いまして審査を進めます。

**議案第3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計予算**

委員長

議案第3号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計予算について説明を求めます。

高瀬部次長

(議案第3号を説明する。)

伊藤主幹

(議案第3号の詳細を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑はございますか。

柴田

質疑というわけではないのですが、先ほどの歳入の説明の中で242ページ、繰入金、他会計繰入金、これは3,900万円も前年度比ふえています。これが特に申し上げることはありませんということになっているのですけれども、これはきちっと説明していただいたほうが、これだけの増加額ですから、何らかの理由があると思うので、そこの説明をいただけないかなと思うのですが。

伊藤主幹

242ページ、243ページ、4款1項1目他会計繰入金、比較増減でいいますと3,906万9,000円の増ということになります。これにつきましては、一般会計からの繰

入金でございますけれども、歳出の社会資本整備事業交付金が一般会計に入りまして、それを一般会計から特別会計に繰り入れるものです。27年度につきましては、特に東町第2期の工事費が大きくて、それに伴う交付金が増になって、それに伴って今回この金額が増になったものでございます。

委員長  
堀

ほかに質疑ございますか。

それでは、249ページのその他諸費の2,216万3,000円、これは前年よりも1,200万円ほど多いのですが、この内訳の上位のもので結構ですから、その説明をしてください。

それと、257ページの給与費明細書の中で超過勤務手当が前年度より三十数万円上がっているわけですが、予定される残業手当、これの要因は何なのかの説明をしていただきたいと思います。

もう一点、258ページの給与及び職員手当の状況の中で今年度は平均年齢が45歳5カ月ということで、前年は42歳3カ月、それでいて平均給与が下がるというのはどういう加減なのかなということ、この点をお聞きします。

鎌塚係長

ただいまの堀委員のご質疑にお答えしたいと思います。まず1点目、249ページ、公営住宅建替・改善事業のその他諸費の増加の要因ということでしたが、基本的に先ほどのご説明で特に東町団地第2期工事、2カ年事業で27年度2年目で、全体の70パーセントを占める工事の内訳となっております。それに伴う委託料も大きくかかっています。また、完成に伴って住みかえということもありますので、現在緑町にお住まいの入居者の移転費、予算書でいえば補償補填及び賠償金になりますが、こちらの移転費が27年度につきましてはかかってくるということで、その計上分が増加しているのご理解いただければと思います。

2点目の超勤、また年齢の部分であわせてのお話になりますが、現年度、平成26年度において職員の中で現在再任用雇用という形で位置づけられている職員が1名います。26年度末で退職という形になります。それを受けて、今後、確定ではございませんが、1名、またその入れかわりで職員を30前半を想定した中で入れているものですから、その分の超勤ですとか年齢の違い、その辺が変わってきているということでご理解いただければというふうに思います。

堀

要するに、熟練者から、若い人が入ったので、超過勤務手当はふえるだろうという説明でしたか、もう一度確認したいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:23

再 開 10:24

委員長  
鎌塚係長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大変申しわけございません。先ほどのご質疑で不明確な答えをしてしまいましたけれども、先ほど来お話ししていますことしの建てかえに向けた事業がございますので、そこにかかわる業務量の増加も見込まれると思いますので、そういった部分での超勤を一応計上、ふえた計上は見越してはおりますけれども、日々超勤抑制には努めておりますので、単純にふやして支出というところまでは見込んでおられませんけれども、そういう事業がございますので、そこも考えた上での積算という形になっておりますので、ご理解いただければと思います。

堀

要するに、そういう可能性があるので、予算として組んだということですよ。

それで、もう一点関連してお聞きしたいのですが、公住の場合は連帯保証人の書類の提出をされていますけれども、現実には滞納される方に対しては連帯保証人までは請求はしていないということは何度か議会で聞いていますけれども、そうすると連帯保証人の用紙提出というのは必要ではないのではないかとというふうに私は考えますけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

鎌塚係長

ただいま連帯保証人の関係でのご質疑ですが、一番大きな要因は今ほどご質疑の中にありました家賃の滞納というのがやはり大きく占めるかと思えます。また、長期不在、長期不在の理由もお仕事ですとか、体調の面ですとか、いろいろ個々に理由はございますけれども、そういったときのご本人、入居者がいないときの対応ですとか、団地の周辺、また連絡、そういうことの対応もしなければいけない部分が出てきますので、連帯保証人はそういったところの位置づけもございますので、必要ということで判断して、今後も連帯保証人の設定は続けていきたいと考えております。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

田 村

25年からやっている住み替え支援事業、このことについてはこの予算書には載っていないのかな。

(「そうです」と言う声あり)

田 村

それはどこに載っているのだろう。

(「土木費」と言う声あり)

田 村

それでは、247ページの一番下のその他諸費なのですが、これの中身を教えてください。

(「6,100万円ですか」と言う声あり)

田 村

6,100万円。

鎌塚係長

247ページ、説明欄の一番下のその他諸費の関係ですが、その説明欄の上段に書かれている以外の節の項目になりますが、9番の旅費ですとか11番、需用費、一部修繕料につきましては修繕料のうち施設等に係る修繕料ということで一部説明欄のほうには記載しておりますが、あとは役務費ですとか委託料、使用料及び賃借料、原材料、負担金補助及び交付金、貸付金、補償補填及び賠償金、公課費になります。

田 村

今言われた区分の中の合計で6,100万円になるのか、何番から何番まで言ったのか伺います。

鎌塚係長

最終的には説明欄の項目は節の合計と合計額が合致しますので、特に重立ったものを説明欄のほうに記載しているという中身になりますので、合計は全体の説明欄の合計が市営住宅管理費ということに合致する予算措置となっております。

田 村

要するに、その他諸費の6,100万円のこの部分というのは、この区分の中の何番、何番と言ってくれてもいいのだけれども、どこが入っているのかわからない。例えば1から28まで全部入っているということにはならないから、どこがその他諸費に入っているのか。

委員 長

暫時休憩します。

休 憩 10:30

再 開 10:31

委員 長

休憩前に引き続き会議をいたします。

鎌塚係長

ご説明が不十分で申しわけございません。

その他諸費の6,111万1,000円の内訳ですが、247ページの節の欄をごらんいただければと思いますが、まず1つは7番の賃金、9番の旅費、11番の需用費、5項目ありますが、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費につきましては先ほどご説明しました施設等修繕費を抜いた部分になっております。また、12番の役務費の3本、13番の委託料、14番の使用料及び賃借料、15番の工事請負費、19番の負担金補助及び交付金、21番の貸付金、22番の補償補填及び賠償金、27番の公課費、この合計がその他諸費ということになっております。修繕費の5,700万円、これは空き家修繕のほかは何が入っているのか。

田 村  
鎌塚係長

修繕費の関係でのご質疑ですが、一般的に空き家修繕、また生活されている経常修繕というふうには大きくは2つに分かれるかと思えます。また、住んでいるお住まいの修繕だけではなく、共用部分の躯体の経常修繕で対応できる部分ですとか、あとはその敷地の中にかかわる経費、手数料は別ですけれども、そういったものがさまざまなものがございますので、修繕費ということになっております。

田 村  
鎌塚係長

これは、積算根拠として空き家の修繕を何戸見てこの数字になっているの。厳格に何戸ということではございません。予算を積算する根拠としましては、この間の過去の修繕費にかかわる経費、この平均の値を算出して、また27年度においては26年度に修繕対応し切れなかったちょっと多額な空き家の修繕も一部残っている部分もございますし、そういった部分を鑑みて予算を計上しておりますので、具体的に何戸分のということではございません。あくまでそういった理由のもとで予算の額ということで計上しております。

田 村  
鎌塚係長

東町団地の工事が終わって、8月完了して9月に入居が始まるのですけれども、30戸ほぼ全室入居予定はあるのですか。

9月1日に入居予定の東町団地2号棟の関係ですが、現在緑町団地におきまして住みかえの関係につきまして最終的な意向調査を今進めております。その中で現在緑町にお住まいの入居者の方々の中で東町団地に移転を希望される方、この方をまず優先的に移していくということが前提でございます。細かいお部屋の関係ですけれども、30戸といっても1LDKが15戸、2LDKが10戸、3LDKが5戸の合計30戸となりますので、全体の総数の希望と建物と合致しない部分が出てきた場合は抽せん会を実施して実際に入居する方を決めるという形になりますし、空き家が発生しましたら、その後、まだ予定の段階ですけれども、将来的には東団地の平家のほうを用途廃止にする計画になっておりますので、今度はそちらの意向調査、またそれでも空き家ができれば、一般公募の抽せん会を実施して最終的には30戸の入居者を決定すると、そういった流れで現在進めておりますので、ご理解いただければと思います。

委員 長  
副委員 長

ほかに質疑ございますか。

1点だけお聞きしますけれども、240、241ページの中で歳入の中の2款の国庫支出金の1の住宅事業費補助金5万円ですか、市営住宅家賃補助金5万円、そして備考欄に家賃対策補助金、特定公共賃貸住宅、10万円掛ける2分の1と、内訳はどのような補助なのでしょう。

谷内主事

ただいま質疑のありました特定公共賃貸住宅の家賃対策調整補助金なのですが、特定公共賃貸住宅、滝川市のほうは見晴団地の9号棟が1棟該当するのですけれども、そちらのほうの近傍同種、いわゆる民間でどれくらいの家賃になるのか、それと家賃から法律で定められている入居者の負担基準額という

ものがございまして、近傍の家賃から負担の基準額の差額、こちらを住んでいる方全員分算出しまして、その2分の1が補助になるということで、15戸分になりますので、15戸分を算出して、その2分の1、所要額の2分の1が補助の該当になるというような補助金のメニューになります。

委員 長  
山 本

ほかに質疑ございますか。

公住に、全てとは言いませんけれども、駐車場がついていると思うのですけれども、高齢等で利用率は今のくらいになっているのか、その辺調べているものがあれば、教えていただきたいと思います。

鎌塚係長

ただいま駐車場の利用状況ということで、ことしの2月現在の利用状況になりますけれども、区画としましては、駐車場の整備されている団地は12団地で、1,048区画ございます。契約台数は637台ということになりますので、2月末現在でいいますと67.6パーセントの利用状況ということになっております。

山 本

67パーセントということは3分の1はあいているということで、もしあいていれば複数の駐車は、たしか今認めてはいないのですよね。

鎌塚係長

今ほどご質疑にございましたとおり、市として許可しているのは1世帯1台と、車庫証明の関係もございますので。今ご質疑の中にもありましたとおり、あいている区画におきましては自治会のほうで管理していただいて、入居者が複数台所有、駐車場のスペースを使いたいという方がいらっしゃれば、自治会と入居者の契約の中で使用していただいている。空きスペースの有効活用をそのように活用させていただいて利用しているという状況にございます。

委員 長  
小 野

ほかに質疑ございますか。

まず、東町団地の募集については東町の人を優先的ということ、その後は緑町も優先だと思うのですが、前回言葉の中に開西団地の人もある程度は優先して入れるというような話を聞いたのだけれども、その辺の確認と、今東町団地あるいは緑町団地に入っている人が優先的に当たりますよね、結果的に家賃が今まで入っている家賃と違って、実際に高くなったから出るというような、そういう傾向があったのかどうか、ちょっと確認したい。

鎌塚係長

まず、東町の建てかえに関しての優先順位といたしますか、まずは緑町団地、こちらが現在建てかえ事業を進めております東町団地の次に建てかえ計画に入っておりますので、まず緑町団地に現在入居されている方優先で移転を行うと、その後東団地の平家、こちらが用途廃止の計画が緑町団地の建てかえの後にございますので、東団地という形で優先の順番となっております。今ほどお話にありました開西団地につきましては、まだ建てかえ計画の直近まで至っていませんので、そちらの入居者に関しての優先移転ということの考え方は持っておりません。

家賃の関係でご質疑あったかと思いますが、当然これだけの年数の旧団地から新しい新築に変わるわけですから、家賃が本来の家賃でいけば相当上がるということになります。基本的には住みかえ者の家賃は経過措置がとられますので、6年間の期間をかけて本来家賃まで、傾斜家賃と言いますけれども、段階的に上がっていく流れになっております。過去の住みかえ者、建てかえ事業に伴って住みかえた方で住みかえたのだけれども、家賃を理由に出ていかれたということの実績はございません。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 ないようですので、質疑留保はなしと確認してよろしいですか。  
(異議なしの声あり)

委員 長 そのように確認いたします。  
以上で議案第3号の質疑を終結いたします。  
若干休憩します。

休 憩 10 : 43  
再 開 10 : 50

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
冒頭説明があるようです。

宮西課長補佐 予算に関する説明書の402ページをお開きいただきまして、最下段の節、不能引当金戻入益とございますのを不納欠損引当金戻入益に訂正をお願いいたします。  
**議案第7号 平成27年度滝川市下水道事業会計予算**

委員 長 それでは、議案第7号 平成27年度滝川市下水道事業会計予算についての説明を求めます。

大平部長 (議案第7号を説明する。)  
千葉課長 (議案第7号の詳細を説明する。)

委員 長 説明が終わりました。  
質疑はございますか。質疑なしと認めてよろしいですか。  
(なしの声あり)

委員 長 質疑の留保はなしと確認してよろしいですね。  
(異議なしの声あり)

委員 長 以上で議案第7号の質疑を終結いたします。  
所管入れかえのため暫時休憩をいたします。

休 憩 11 : 09  
再 開 11 : 11

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
**議案第6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算**

委員 長 議案第6号 平成27年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算について説明を求めます。

大平部長 (議案第6号を説明する。)  
千葉課長 (議案第6号の詳細を説明する。)

委員 長 説明が終わりました。  
質疑ございますか。

柴 田 367ページの下段のほうになりますけれども、土地区画整理事業に要する経費の整地工事1,800万円とあるのですけれども、どの程度の整地工事になるのかお伺いしておきます。

岡崎係長 整地工事ですけれども、今回計上しております整地工事に関しましては、区画整理は今回事業エリア9.5ヘクタールありますけれども、そのうち4.3ヘクタールの整地工事を予定しております。中身は、樹木が結構生えているところが多いものですから、抜開と抜根、除根などが主な内容となっております。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

副委員長 1点だけお聞きしますけれども、367ページ、土地区画整理審議会等報酬7万7,000円、何回ぐらい見えていますでしょうか。

岡崎係長 審議会に関しましては、仮換地の原案ができた後に2回ほど予定しております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようでございますので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

以上で議案第6号の質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は3月16日月曜日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 11 : 17